

(件名) 生涯を通じた切れ目のない歯科健診の重要性を鑑み国民皆歯科健診の実現を求める件について

(請願の趣旨)

現在、我が国では法的根拠に基づく歯科健診として、1歳6か月児、3歳児における乳幼児歯科保健制度に基づく健診、小学校、中学校、高等学校の児童・生徒に対する学校歯科保健制度に基づく健診が行われ、この年代の全ての国民が歯科健診を受診できています。

一方で、成人期においては、健康増進法に基づく40、50、60、70歳の歯周疾患検診、高齢者医療確保法に基づく後期高齢者歯科健診が行われていますが、その受診率は極めて低いものとなっています。

現在では多くの研究により、歯の本数と全身の健康状態、歯周病と全身疾患との関係等についての科学的な根拠が明らかになっており、人生100年時代を迎える中で健康寿命を延ばすためには、「8020運動」の取組をさらに進めるなど、歯を含めた口腔内の健康維持が極めて重要であると考えます。そのためには、ライフステージに応じた切れ目のない歯科健診の受診機会を確保する必要があります。

こうした中、国においては、令和5年6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」において、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の具体的な検討と推進を行うことが盛り込まれました。

一方、鹿児島県においても、生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する県民の自主的な努力の促進とともに、すべての県民が必要な口腔保健医療サービスを受けられる環境の整備を基本理念とした「かごしま歯と口腔の健康づくり県民条例」が平成26年12月5日に制定され、県民の歯と口腔の健康づくりを推進しているところです。

このような現状を踏まえ、下記事項を請願します。

記

地方自治法第99条の規定により「生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書」を国に対して提出していただきたい。